



「コーポレートガバナンス・コード」と「投資家と企業の対話ガイドライン」の改訂について

「コーポレートガバナンス・コード」と「投資家と企業の対話ガイドライン」の改訂案について、パブリックコメント制度での意見募集が行われておりましたが、2021年6月11日、東京証券取引所と金融庁からそれぞれパブリックコメントの結果と改訂版が公表されました。なお、結果と改定内容については、東証・金融庁からそれぞれ発出されている[パブリックコメントの結果の概要](#)および[「投資家と企業の対話ガイドライン」\(改訂版\)の確定について](#)をご覧ください。

(スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議、パブリックコメント制度での意見募集の概要については[2021年4月1日付SuMiTRUST年金ニュース](#)および[2021年4月9日付SuMiTRUST年金ニュース](#)をご参照ください。)

I. 概要

2021年3月31日に開催されたスチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議を踏まえた提言(「[コーポレートガバナンス・コードと投資家と企業の対話ガイドラインの改訂について](#)」)を受け、東京証券取引所より「コーポレートガバナンス・コード」、金融庁より「投資家と企業の対話ガイドライン」の改訂案が示され、パブリックコメント制度での意見募集・結果の公表が行われました。なお、いずれの改訂も2021年6月11日付で実施されております。

II. パブリックコメントでの意見

企業年金に関する主な意見および回答は以下のとおりです。

改訂案	意見概要	回答
投資家と企業の対話ガイドライン (No. 139)	対話ガイドライン4-3-2 について、そもそも、自社の取引先を運用委託先とすること自体は、直ちに問題があるわけではなく、たとえば、運用委託先を強要するなど運用委託先の選定にあたって不当な関与をしているか否かを問題とすべきであると考えられるが、「自社の取引先との関係維持の観点から運用委託先を選定することを求めること」を不適切な例として挙げている趣旨を明らかにされたい。	フォローアップ会議での議論においては、運用委託先の決定において、(運用成績や能力を重視するのではなく)母体企業との取引関係を重視して決めているとする企業年金が相当数存在しており、母体企業と企業年金との利益相反についてより一層の管理が重要であるとの指摘がされました。 こうした指摘を踏まえて、対話ガイドライン4-3-2において、「自社の企業年金の運用に当たり、企業年金に対して、自社の取引先との関係維持の観点から運用委託先を選定することを求めるなどにより、企業年金の適切な運用を妨げていないか。」との点を対話項目として追加したものです。

<p>投資家と企業の対話ガイドライン (No. 140)</p>	<p>対話ガイドライン4-3-2 について、企業年金でも例えば確定給付企業年金であれば基金型（法人格独立）と規約型（株式会社の一部署で担当）で影響力行使の難易度が異なるので、詳細なガイダンスが必要。</p>	<p>利益相反が生じうる場面は、母体企業や企業年金が置かれた状況に応じて様々な場面が想定されますので、対話ガイドラインにおいてあらかじめ詳細な枠組みを設けることはいたしておりません。企業と投資家と間で、こうした企業の置かれた状況に応じた建設的な対話が行われることが期待されます。</p>
----------------------------------	---	---

Ⅲ. 企業年金に関する変更点等（パブリックコメントで示された改訂案より変更なし）

企業年金に関連する主な改訂案の概要は以下のとおりです。

投資家と企業の対話ガイドライン 改訂内容
<p>4. ガバナンス上の個別課題 (3) アセットオーナー</p> <p>4-3-2. 自社の企業年金の運用に当たり、企業年金に対して、自社の取引先との関係維持の観点から運用委託先を選定することを求めるなどにより、企業年金の適切な運用を妨げていないか。</p>

Ⅳ. その他

正式決定された内容は下記のとおりです。

[コーポレートガバナンス・コード \(2021年6月11日改訂\)](#)

[投資家と企業の対話ガイドライン \(2021年6月11日改訂\)](#)

以上

本資料は、作成日において弊社が信頼できると判断した情報等に基づいて作成したものであり、その情報の正確性・確実性について保証するものではありません。本資料の内容に関する疑問・不明点がございましたら、弊社営業担当店舗等にご照会下さいますようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいます様お願い申し上げます。 [担当部署] 三井住友信託銀行株式会社 年金企画部 [電話番号] 03-5404-3081